

新型コロナウイルス感染症対策利子補給金交付事業における補給対象融資実行日の期限延長について

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた事業者に対し実施している利子補給金交付事業について、補給対象とする制度融資の実行日の期限を延長します。

■補給対象とする制度融資の実行日の期限

延長前：令和2年4月1日から令和2年9月30日
延長後：令和2年4月1日から令和3年2月28日

■対象制度融資（変更なし）

①桐生市小口資金 ②桐生市経営安定資金
※いずれも運転資金のみ。借換は対象外。

■その他要件（変更なし）

新型コロナウイルス感染症に起因して、その事業に係る当該災害等の影響を受けた後、最近1か月の売上高が前年同月と比較して5%以上減少、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期と比較して5%以上減少することが見込まれる場合。

■利子補給期間（変更なし）

3か年

■利子補給金額（変更なし）

毎年1月1日から12月31日までの間、金融機関に支払った融資に係る利子額のうち、1年目は全額、2年目及び3年目は2分の1以内の額

問い合わせ

産業経済部商工振興課商業金融担当
担当 金子・徳竹
TEL 0277-46-1111（内線563・583）

